飯塚市支援対象児童等見守り強化事業業務委託プロポーザル実施要領

1　業務概要

(1)　業務名

飯塚市支援対象児童等見守り強化事業業務委託

(2)　業務の目的

飯塚市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問し、食品や日用品等の提供などを通じて子どもの安否確認を含む世帯の状況の把握及び相談支援等により子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を推進することを目的とする。

(3)　業務内容

別紙「飯塚市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書」のとおり

(4)　履行期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは業務の準備期間とし、実際の業務開始日は令和9年4月1日からとする。

(5)　履行場所

飯塚市　地内

(6)　契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(7)　支払方法

本業務は単価契約であり、契約単価に訪問実績回数を乗じた金額を支払うこととする。

(8)　見積限度額

本業務の見積限度額は、3年間の総額で12,588,810円（消費税及び地方消費税を除く。）の範囲内とする。

［1年間分の内訳（上限)］

経費区分	項目	単価上限（税抜）	訪問上限回数	小計（税抜）
家庭訪問費	通常の訪問	4,420円	735回	3,248,700円
	訪問不在	3,920円	43回	168,560円
	訪問キャンセル	2,890円	43回	124,270円
	当日再訪問	5,180円	43回	222,740円
物品費	食品・日用品等	2,000円	216回	432,000円
			合計（税抜）	4,196,270円

2　参加資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2)　国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと

(3)　飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されているものにあたっては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に基

づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。

また、名簿登載者以外のものにあっては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

(4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

3 スケジュール

内　　容	日　　時
募集要領等の公表	令和 8 年 11 月 18 日(水)
質問受付期限	**令和 8 年 11 月 27 日(金)**
質問回答期限	令和 8 年 12 月 4 日(金)
参加表明書等提出期限	**令和 8 年 12 月 18 日(金)**
企画提案書の提出期限	**令和 8 年 12 月 25 日(金)**
1 次審査実施連絡 （企画提案者が 5 者以上のときのみ）	令和 8 年 12 月 28 日(月)
1 次審査（企画提案者が 5 者以上のときのみ）	令和 9 年 1 月 6 日(水)
1 次審査結果通知 （企画提案者が 5 者以上のときのみ）	令和 9 年 1 月 13 日(水)
2 次審査（プレゼンテーション審査）	**令和 9 年 1 月 19 日（火）**
2 次審査結果通知および公表	令和 9 年 1 月 26 日（火）
契約締結	令和 9 年 2 月上旬

※日時は変更する場合がある。

4 説明会

説明会は実施しない。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期限

「3　スケジュール」のとおりとする。

② 提出方法

質問票(様式 10)により、「14　担当部署」に電子メールにて送信し、その旨を電話連絡すること。

電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

「3　スケジュール」までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

持参又は書留郵便によること。

なお、持参の場合は開庁日の 9 時から 16 時までの間とする。

(2) 提出書類

① 参加表明書（様式 1）
② 会社概要書（様式 3）
③ 役員等名簿（様式 8）
④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）。
提出日前 3 ヶ月以内発行のもの。
⑤ 直近決算の財務諸表
⑥ 国税、県税及び市税の納税証明書。提出日前 3 ヶ月以内発行のもの。
（滞納がないことを証明できるもの。写しでも可）
⑦ 印鑑証明書（原本のみ）。提出日前 3 ヶ月以内発行のもの。
⑧ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合のみ

※飯塚市有資格者名簿登載者は、③、④、⑤、⑥、⑦の提出は不要

(3) 様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出期限

「3　スケジュール」の日時のとおりとする。（必着）

(6) 提出先・問合せ先

「14　担当部署」参照

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

提出方法は「6　参加表明書等の提出」(1)と同様とする。

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式 2）
② 業務実績調書（様式 4）
③ 業務管理責任者調書（様式 5）
④ 業務実施体制（様式 6）
⑤ 業務工程計画（様式 7）

(3) 様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

(4) 提出部数

原本 1 部、副本 8 部　計 9 部

※原本にのみ事業者名、代表者名を記載し、代表社印の押印をすること。
副本には、事業者名等(ロゴ等、事業者が特定される物を含む)の記載は、一切行わないこと。

(5) 提出期限
「3 スケジュール」の日時のとおりとする。(必着)

(6) 提出先・問合せ先
「14 担当部署」参照

(7) 企画提案書(様式2)の作成要領
・仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
・片面16頁（両面8頁）以内、10ポイント以上、A4サイズ、長辺綴じとする。
・表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。
・「10 審査基準及び配点」の評価内容ごとに、具体的な提案を行うこと。

8 プロポーザル参加の辞退
プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)の提出により辞退を認める。

9 審査方法
提案書類等の審査は、飯塚市支援対象児童等見守り強化事業業務委託業者審査委員会7名（以下「委員会」という。）において行う。

(1) 1次審査（書類審査）
① 実施日は、「3 スケジュール」のとおりとする。
② 1次審査は「10 審査基準及び配点」の評価内容1～2の項目により審査を行う。
③ 企画提案者が多数となった場合は、1次審査の結果をもとに、4者程度を選定する。
④ 審査結果は、「3 スケジュール」の日時までに1次審査通過者のみに電話にて連絡のうえ、後日企画提案者全員に書面により結果を通知する。なお、選定されなかった企画提案者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により、「14 担当部署」へ説明を求めることができる。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）
① 実施日は、「3 スケジュール」のとおりとする。(実施場所及び時間等の詳細は、電話及びメールにて連絡する。)
② 2次審査は、「10 審査基準及び配点」の評価内容3～12の項目により審査を行う。
③ 2次審査の時間は1者につき20分以内とし、15分程度の質疑応答時間を設ける。(企画提案者名は伏せて行う。)
④ 参加人数は2名以内とする。
⑤ 2次審査にパソコン等の機器を使用する際は企画提案者が準備することとし、事前にその旨を伝えること。
なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。
⑥ 2次審査は非公開とする。
⑦ 審査の順番は、参加表明書の提出順とする。
⑧ 2次審査の際、企画提案書以外の資料は認めない。

(3) 2次審査手順
「10 審査基準及び配点」に基づき採点し、1次審査及び2次審査の最高得点の企画提

案者を受託候補者として決定する。

ただし、最高得点の企画提案者の合計点が満点の 6 割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。

なお、最高得点同数が 2 者以上ある場合は、以下のとおりとする。

イ　審査項目の「7　業務実施手法評価」の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

ロ　イにより得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

(4)　2 次審査結果の通知

審査の結果については、2 次審査の企画提案者に書面で通知を行う。なお、選定されなかった企画提案者は、その理由について、通知日の翌日から起算して 7 日以内(休日は含まない。)に書面により、「14　担当部署」へ説明を求めることができる。

(5)　2 次審査結果の公表

審査の結果については、審査終了後、以下の内容を市公式ホームページにて公表する。

①　受託候補者の名称、所在地、総得点

②　受託候補者以外の総得点(社名等は非公開とする。)

10　審査基準及び配点

	評価内容			配点
1次審査項目	1　業務実施体制評価	業務管理責任者	業務管理責任者は、こどもの福祉の向上に理解を有すると認められる者であり、円滑な業務遂行に向け、実績や経験、資格の能力を有しているか。	5
		実施体制	従事者は、こどもの福祉の向上に理解を有すると認められる者であり、円滑な業務遂行に向け、実績や経験、資格の能力を有しているか。また、相談者（対象者）からの相談への応対、傾聴、及び支援が適切に実施できる者が配置され、業務遂行に十分な体制が整えられているか。	5
		スケジュール管理	全体スケジュールが提示されており、進捗管理方法及び業務工程をわかりやすく提案しているか。	5
	2　業務実績	同種の業務の実績・経験（こども分野の取組など）があるか。（過去 5 年間：令和 3 年以降）		5
2次審査項目	3　価格評価	提案された内容が適切に積算された見積金額となっているか。		5
	4　基本方針	本業務の趣旨をどのように理解しているかを示し、目的達成に向けた実施方針を提案しているか。		5
	5　業務理解	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。		5
	6　連携協力	市や関係機関等と連携、協力を図る意志があるか。		5
	7　業務実施手法評価	訪問支援	こどもの見守りを適切に実施するため、対象者からの相談への応対、傾聴、関係づくりなど具体的かつ効果的な訪問支援方法となっているか。	10
		食品等の提供	食品等の内容は適切であり、提供方法を含め、衛生管理、事故防止対策が取られているか。	5

2次審査項目		必要な支援へのつなぎ	対象世帯が抱える潜在的な課題（経済困窮、虐待リスク、育児不安、不登校、発達の懸念など）を早期に発見し、市や関係機関へ円滑かつ確実につなぐ体制が整っているか。	5
		生活指導	生活習慣の確立や衛生管理など、自立した生活を送るために必要な指導や助言を、相手の状況に合わせて適切に行うスキルを有しているか。	5
	8　個人情報保護等の対策	個人情報保護に関する取組及び守秘義務に対する取組は適切か。情報セキュリティに関する組織的な取組、個人情報の管理体制は整っているか。		5
	9　団体体制	過去の実績や提案内容から、受託能力があり、その知識、経験、ノウハウ等を本業務に十分に生かせることが期待できるか。		10
	10 適格性	プレゼンテーション等を通じて業務に対する知見、技術力、積極性はあるか。		5
	11 質問に対する応答性	プレゼンテーション等を通じて、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。		5
	12 独自提案評価	仕様書に記載の業務内容以外にさらなる事業効果が期待できるような独自の提案があり、実現可能、かつ効果的なものとなっているか。		10
	合計			100

11　失格事項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

(1)　参加資格要件を満たさなくなった場合
(2)　要領に定められた提出方法、提出期限などに適合していない場合
(3)　提出書類に虚偽の内容が記載された場合
(4)　契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
(5)　見積限度額を超える見積金額で提案された場合
(6)　飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合
(7)　審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合
(8)　 2 次審査を正当な理由なく欠席した場合

12　契約

受託候補者と協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、発注者と受託候補者との協議により必要が生じた場合に修正することがある。受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次席者と契約の手続きを進めるものとする。

13　その他留意事項

(1)　提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。

(2)　参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
(3)　提出された参加表明書及び提案書等は最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
(4)　提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
(5)　提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号によるものを除き、原則公開とする。
(6)　プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は参加者の負担とする。
(7)　その他、本書に定めない事項は、地方自治法、同法施行令及び飯塚市契約規則などの関係規定の定めに従い、処理するものとする。

14　担当部署（問い合わせ先）

飯塚市こども未来部こども家庭課こども家庭相談係　　担当　長野（ながの）
〒820-8501　福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
E-mail　　kodomokatei@city.iizuka.lg.jp
電話番号　　0948-22-5500（内線 1195）　　FAX 番号　　0948-21-9508